

【男女共同参画推進事業】

“明るくさわやかに自分らしく生きることができるまち”をみんなで…

村山市男女共同参画推進計画

平成 18 年 12 月

村 山 市

『男女共同参画のまち』宣言

平成17年10月19日議決

男女がお互いの個性や能力を
尊重し 認め合うこと

そして
誰もが自らの意思であらゆる分野に
参画できる機会を持つこと

これが
信頼し 支え合い 高め合う
輝きとやすらぎの未来をつくります

市民一人ひとりが
明るく さわやかに
自分らしく生きることが出来るまちをめざし

ここに村山市は
「男女共同参画のまち」を宣言します

「市民と協働のまちづくり」の さらなる推進にむけて

私は、これからの村山市のまちづくりは、「市民と行政」がともに連携し、一体となって進めていくことが大切であると考えております。その前提として、「市民の側に立った行政運営」はもちろんのこと、より多くの市民の皆さまに市民活動に関わっていただき、市民・団体・企業などと行政とが連携することによって、「市民協働のまち」を実現していけるものと考えております。

そのためには、単に市民と行政が協働するだけではなく、家庭における家事・子育て・介護や地域社会での活動、あるいは職場などをはじめ、あらゆることにおいて、男女が分け隔てなく、それぞれが明るく、個性や特徴を活かしながら、積極的に活躍できるまちにしていくことが非常に大切だと思っております。

私は、その第一歩として、昨年10月の市長就任後の初議会で、真の男女共同参画社会実現にむけて取り組む決意表明として「男女共同参画のまち宣言」を行いました。そして、この取り組みの指針となる「村山市男女共同参画推進計画」を、市民の皆さまのご意見をいただきながら、ここに策定しました。

これからこの計画を基に、市民・団体・企業などと行政が連携しながら、基本理念とし掲げている「明るくさわやかに自分らしく生きることができるまち、むらやま」の実現にむけた推進体制をつくり、取り組んでまいります。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見、多大なご協力をいただきました市民懇談会の委員の皆さまをはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成18年12月

村山市長 佐藤 清

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の意義	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画策定の手法	1

第2章 計画の考え方

第1節 基本理念について	2
第2節 計画の体系について	3
◆基本目標1『お互いを尊重し認め合う意識づくり』	
◆基本目標2『誰もがあらゆる分野に参画できる機会づくり』	
◆基本目標3『信頼し支え合い高め合う未来づくり』	
◆村山市男女共同参画推進計画体系図	4

第3章 計画の内容

◆基本目標1『お互いを尊重し認め合う意識づくり』	
◎重点目標1《男女間におけるパートナーシップを確立します》	5
◇施策の方向1 “固定的な役割分担と社会制度・慣行の改善”	
◇施策の方向2 “男性の家事・育児・介護への参画意識の構築”	
◇施策の方向3 “女性の社会参画意識の向上とこれに対する男性の理解促進”	
◎重点目標2《個性を育み認め合う男女共同参画を推進します》	6
◇施策の方向1 “すべての教育・学習の場における共同参画意識の構築”	
◇施策の方向2 “一人ひとりの個性と能力に応じた多様な選択の推進”	
◇施策の方向3 “男女共同参画に関する学習機会の充実”	
◎重点目標3《すべての人の人権尊重と保護を推進します》	7
◇施策の方向1 “性別・年代に応じた心身の健康づくりの促進”	
◇施策の方向2 “セクシュアル・ハラスメントの防止”	
◇施策の方向3 “あらゆる暴力の根絶”	

◆基本目標 2『誰もがあらゆる分野に参画できる機会づくり』

◎重点目標 1《誰もが安心して働くことができる環境をつくります》 9

- ◇施策の方向 1 “それぞれの個性を認め合った就労機会・環境の確立”
- ◇施策の方向 2 “女性の能力向上・発揮に対する支援の充実”
- ◇施策の方向 3 “多様な働き方に対する労働条件の整備”
- ◇施策の方向 4 “農業・商工自営業従事者の労働条件向上に対する支援の充実”
- ◇施策の方向 5 “働く場における育児・介護に関する制度の定着・支援体制の充実”

◎重点目標 2《あらゆる場面において女性の参画を拡大します》 11

- ◇施策の方向 1 “各種審議会等における女性参画の促進”
- ◇施策の方向 2 “各種団体・グループ等の育成・活動の充実”
- ◇施策の方向 3 “推進体制の整備”

◆基本目標 3『信頼し支え合い高め合う未来づくり』

◎重点目標 1《会話がはずむ思いやりのある家庭をつくります》 13

- ◇施策の方向 1 “家事における相互協力の促進”
- ◇施策の方向 2 “育児に対する総合的な支援体制の充実”
- ◇施策の方向 3 “介護に対する総合的な支援体制の充実”
- ◇施策の方向 4 “ひとり親家庭の生活安定と自立の促進”

◎重点目標 2《暮らしやすく活力のある地域社会をつくります》 15

- ◇施策の方向 1 “地域活動やボランティア・NPO活動への参画促進”
- ◇施策の方向 2 “地域社会における女性リーダーの育成”
- ◇施策の方向 3 “地域における子育て・介護支援体制の整備”
- ◇施策の方向 4 “高齢化社会をいきいきと暮らせる環境の整備”

◆施策の取り組み時期 17

資 料

◆計画策定の経過 22

◆村山市男女共同参画推進体制 23

◎男女共同参画推進計画策定市民懇談会

◎男女共同参画推進プロジェクトチーム

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の意義

昨今の社会における少子・高齢化や高度情報化、国際化の進展などを始めとする情勢の急速な変化や、これに伴う人々の意識や生活様式の多様化など、私たちを取り巻く環境は、日々大きく変化しています。このような社会の動向やそこから生じる諸問題に対応できるまちを築いていくためには、すべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現が重要な課題となっています。

このような中、平成17年10月19日、本市において、市議会の議決に基づき「男女共同参画のまち宣言」を行いました。これは、市民一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思で個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、市民のみなさんと共に取り組んでいく決意を表明したものです。

この宣言を受けて、本市における男女共同参画社会の実現に向けて実際に取り組みを行っていきにあたり、その推進の指針として、この「村山市男女共同参画推進計画」を策定しました。

この計画に基づいて、具体的に本市における男女共同参画社会の実現を推進する取り組みを一つひとつ展開し、「さわやかな四季の風が吹くまち」を築いていきます。

第2節 計画の性格

この計画は、村山市総合計画（21世紀夢プラン）を踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。また、計画の目標年度を2016年度（平成28年度）とする10年計画とし、市民のニーズや社会情勢の変化等、必要に応じて見直しを行いながら進めていきます。

第3節 計画策定の手法

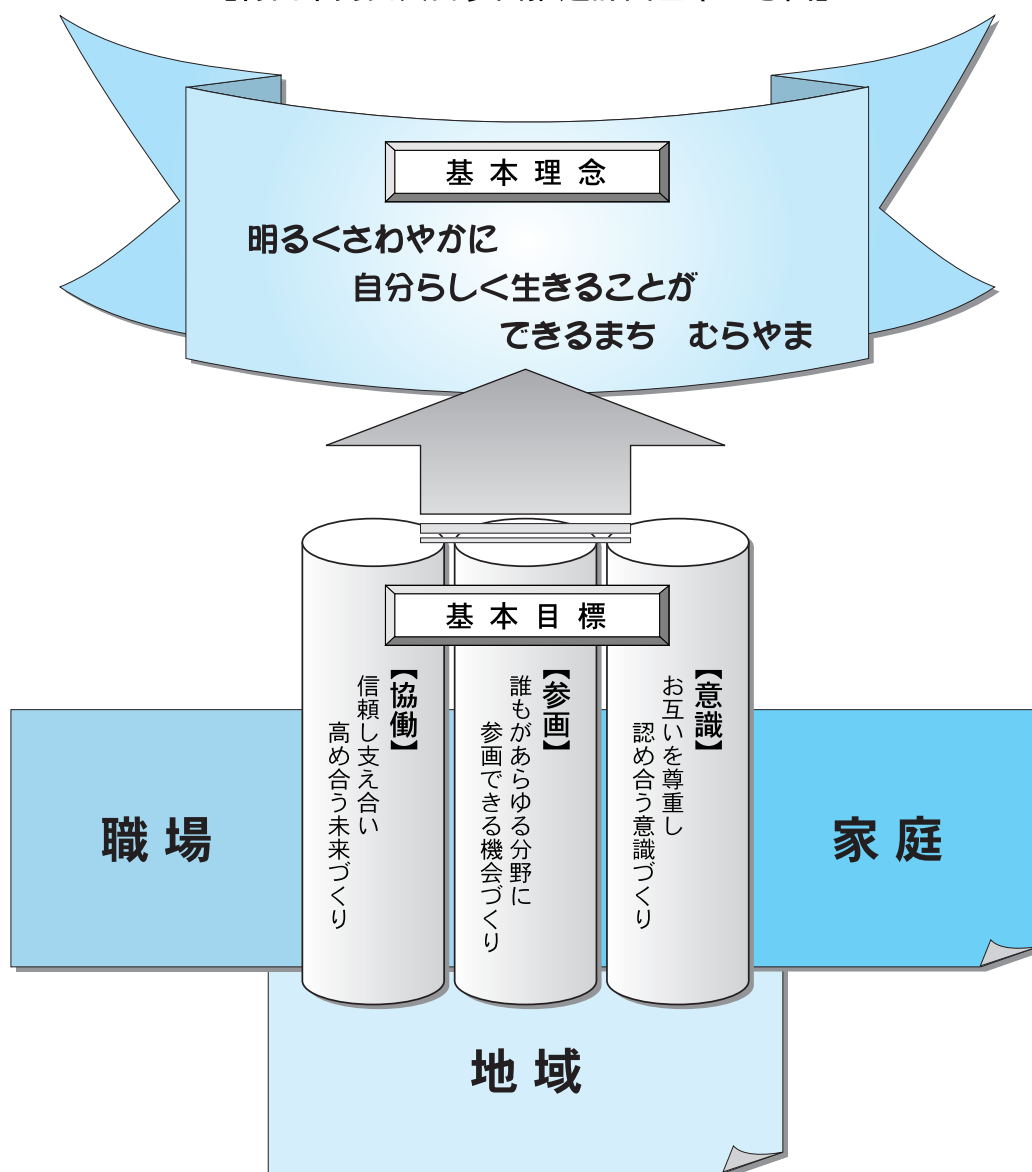
この計画を策定するにあたり、より市民の声が反映された市民のための計画になるように、市民の代表14名からなる「村山市男女共同参画推進計画策定市民懇談会」を設置し、市民委員のみなさんの活発な意見交換により、計画づくりを進めてきました。また、この委員を選出する際には、かつてない試みとして公募を行い、これにより4名の委員から参画いただきました。

第2章 計画の考え方

第1節 基本理念について

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の村山市における実現像を「明るくさわやかに自分らしく生きることができるまち むらやま」とし、基本理念として掲げました。これは、「男女共同参画のまち宣言」において表明している、目指すべきまちの姿に基づいて表現したもので、“明るくさわやかに”という表現には村山市が進んでいく方向性を、“自分らしく生きることができる”という表現には男女共同参画の主旨が集約されています。

【村山市男女共同参画推進計画基本理念図】



第2節 計画の体系について

男女共同参画社会の実現に必要な要素として、“意識”“参画”“協働”の3つが考えられます。これは、「男女共同参画のまち宣言」の趣旨としてもうたわれており、計画が目指すところ、基本理念の実現においても欠かすことのできないこととして認識しています。そのため、この3要素を「お互いを尊重し認め合う意識づくり」、「誰もがあらゆる分野に参画できる機会づくり」、「信頼し支え合い高め合う未来づくり」と表現し、基本理念実現のための三本柱として基本目標に掲げました。そして、この基本目標を達成するためにより具体的に重点目標を設け、これに基づいた施策を展開します。

◆基本目標1『お互いを尊重し認め合う意識づくり』

お互いを思いやり共に支え合うことは、社会生活を送る上でとても基本的なことで、これが男女共同参画社会の実現にもっとも大切とされることです。ところが、「男だから…」・「女だから…」のような思い込みにとらわれた性別による固定的な役割分担は依然として存在し、多様な選択や能力発揮の妨げとなっています。そのため、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮することができ、それを認め合う意識を育みます。

◆基本目標2『誰もがあらゆる分野に参画できる機会づくり』

男女共同参画社会を実現するためには、それぞれの個性と能力を自らの意思で十分に発揮できることが大切です。近年、ライフスタイルの多様化や高学歴化などを背景として就業意識が高まり、女性の職場進出が進んできましたが、職場環境においては、決して能力に応じた雇用・就業とはいえない形態が見受けられます。このような職場環境の改善を始めとしてあらゆる場面においてそれぞれの個性や能力が認められ、誰もが自らの意思であらゆる分野に参画することができる機会をつくります。

◆基本目標3『信頼し支え合い高め合う未来づくり』

男女共同参画社会の実現のためには、家庭・職場・地域など様々な状況での協働が必要です。社会の最小単位である家庭では、男女の協働と責任分担が大切であり、地域においても住民の協働によるまちづくりが今最も求められています。このように、あらゆる場面においてすべての人が参画し、協働することで、信頼し支え合い高めあう未来をつくります。

◆村山市男女共同参画推進計画体系図



第3章 計画の内容

◆基本目標1『お互いを尊重し認め合う意識づくり』

◎重点目標1《男女間におけるパートナーシップを確立します》

◇施策の方向1 “固定的な役割分担と社会制度・慣行の改善”

「男は仕事」・「女は家事」のような性別による固定的な役割分担や、これに基づいて形成されてきた社会制度・慣行は、時として、女性の社会への参画と男性の家事等への参画に対する大きな妨げになっていることが見受けられます。

- 「男だから…」・「女だから…」といった思い込みによる固定的な役割分担意識を改善するための施策を展開します。
- (1) 男女共同参画の視点による社会制度・慣行の改善を促進する意識啓発活動の展開
 - ①セミナー・講演会等の開催、啓発パンフレットの作成・配布、話し合いの場の提供
- (2) 男女共同参画に関する世代間の意識差を解消する啓発活動の展開
 - ①セミナー・講演会等の開催、啓発パンフレットの作成・配布、話し合いの場の提供
 - ②世代間交流機会の提供・充実

◇施策の方向2 “男性の家事・育児・介護への参画意識の構築”

「男は仕事」・「女は家事」のような固定的な役割分担や、「男に家事は無理」といった思い込みから、「家事のことは妻にまかせっきり」になっている現状が時として見受けられますが、お互いを思いやり責任を共に分かち合うことからパートナーシップは築かれます。

- 男性の家事等への参画意識を育むための施策を展開します。
- (1) 家事・育児・介護への参画を促進する啓発活動の展開
 - ①男性を対象とする料理・育児・介護教室等の開催
 - ②親子で参加できるイベント等の企画
 - ③育児・介護等を体験する機会の提供

◇施策の方向3 “女性の社会参画意識の向上とこれに対する男性の理解促進”

「内助の功」という言葉が夫の外部での働きを支える妻の功績を意味することが多いように、女性は控えめな方がよいという意識が男性だけにではなく女性自身にも潜在しています。

- 女性が自らの能力を発揮しようとする積極性と、男性が女性の能力を認め社会への参画を理解する意識を育むための施策を展開します。
- (1) 社会参画を促進する意識啓発活動の展開
 - ①様々な分野に挑戦する女性のPR

◎重点目標 2 《個性を育み認め合う男女共同参画を推進します》

◇施策の方向 1 “すべての教育・学習の場における共同参画意識の構築”

男女共同参画社会を目指す上で、これからの社会を担う子どもたちへの教育は特に重要です。義務教育においては、基本的人権を尊重する人権教育が施されていますが、実際に社会に出た時、家庭や地域に根付いている性別による固定的な役割分担により、それまで育まれた人権意識・男女平等意識が損なわれてしまっている現状があります。

○これまで以上に教育・学習の場における人権意識・男女平等意識の形成と、社会全体における男女共同参画意識の高揚を図るための施策を展開します。

(1) 男女共同参画意識を育む学校教育の充実

- ①男女共同参画に即した教育方針の構築
- ②男女共同参画に関する授業カリキュラムの充実

(2) 男女共同参画意識を育む社会教育の充実

- ①男女共同参画をテーマとする・男女共同参画に繋がる講演会・講座等の開催
- ②男女共同参画に関する標語・作文等の募集

◇施策の方向 2 “一人ひとりの個性と能力に応じた多様な選択の推進”

教育の場において人権意識・男女平等意識が育まれています。消防士・看護師への就職希望や工業高校・看護学校への進学希望などにおいて男女比率に偏りが見受けられます。

○固定観念に捉われずにそれぞれの個性・能力が認められ発揮することができ、自らの意思により進学や就職を選択できる教育を進めます。

(1) 多様な進路を選択できる教育の推進

- ①男女を問わない幅広い就業体験（消防士・看護師等）の実施

(2) 生涯を通して働くことの意義を学ぶ機会の提供

◇施策の方向 3 “男女共同参画に関する学習機会の充実”

子どもが最初にふれる社会である家庭の環境は、意識形成に大きな影響を与えます。特に本市は全国的に見ても三世代同居率が高く、ことさら親や祖父母の男女共同参画意識が必要とされます。

○家庭における男女共同参画意識を育むための学習機会を充実します。

(1) 男女共同参画意識を育む家庭教育の充実

- ①初孫学級等の高齢者が集まる場における学習機会の提供
- ②PTAや保護者会等における親に対する学習機会の提供

◎重点目標 3 《すべての人の人権尊重と保護を推進します》

◇施策の方向 1 “性別・年代に応じた心身の健康づくりの促進”

すべての人が等しく健康で充実した社会生活を送るためには、それぞれの性別・年代に応じた健康づくりは大切なことです。

○生涯を通じた健康づくりと女性の生理学的な特性に対する理解を促進します。

(1) 生涯を通じた健康づくりに対する各種相談・支援・情報提供の充実

- ①健診・保健指導・健康相談のさらなる充実
- ②思春期から更年期に至る健康・身体に関する正しい知識の普及
- ③学校における健康に関する教育の充実
- ④生涯スポーツの推進

(2) 妊娠・出産・育児に対する各種相談・支援・情報提供の充実

- ①妊娠・出産・育児に伴う健康相談・保健指導のさらなる充実

(3) 性と生殖の健康・権利（※ 1）に関する理解の促進

- ①各種広報媒体（メディア）による啓発活動の展開
- ②学校における性に関する正しい理解の促進

※ 1 性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを、当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視したものです。

◇施策の方向 2 “セクシュアル・ハラスメントの防止”

相手の人権を軽視したセクシュアル・ハラスメント（※ 2）行為が、今もなお、なくならない状況が見受けられます。

○すべての人に対し性別に関わりなく個人を軽視した人権侵害行為であることの理解を促進します。

(1) 事業者に対する労働関連法令・制度の周知

(2) セクシュアル・ハラスメントに関する各種相談・支援・情報提供の充実

- ①悩みごとや困りごとに対応する窓口の設置
- ②女性たちが抱えている問題等について話し合える場の提供

(3) セクシュアル・ハラスメントを防止する啓発活動の展開

※ 2 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な嫌がらせのこと。相手の意に反した性的な発言や行動、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布など、様々なものが含まれます。

◇施策の方向3 “あらゆる暴力の根絶”

近年、ドメスティック・バイオレンス（※3）という言葉がひんぱんに聞かれるように、夫婦間における暴力行為や子ども・高齢者に対する虐待が社会的な問題として浮かび上がっています。このようなドメスティック・バイオレンスを始めとするあらゆる暴力は、決して許されるものではありません。

○暴力を未然に防ぐとともに被害者の保護と再発を防ぐための施策を展開します。

(1) あらゆる暴力を防止する啓発活動の展開

(2) 暴力に関する各種相談・支援・情報提供の充実

①悩みごとや困りごとに対応する窓口の設置

②女性たちが抱えている問題等について話し合える場の提供

※3 ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的には、配偶者や恋人などからの身体的、心理的暴力をいいます。また、広義には、子ども・高齢者・障害者など、家庭内弱者に対する暴力も含まれます。

◆基本目標 2『誰もがあらゆる分野に参画できる機会づくり』

◎重点目標 1《誰もが安心して働くことができる環境をつくります》

◇施策の方向 1 “それぞれの個性を認め合った雇用機会・就業環境の確立”

労働条件に関する法令は各種整備されていますが、現状は性別によって雇用機会が不均等であったり、昇格や待遇に差があったりしています。

○それぞれの個性が尊重され、それぞれの能力を発揮することができる雇用機会・就業環境の整備に対する支援を行います。

(1) 事業者に対する意識啓発活動の展開

- ①セミナー・講演会の開催、啓発パンフレットの作成・配布
- ②事業者による積極的な取り組み事例の紹介・発表

(2) 事業者に対する労働関連法令・制度の周知

(3) 事業者による積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（※4）に対する支援

- ①積極的に取り組む事業者のPR

(4) 事業者による女性リーダー育成に対する支援

- ①女性リーダー育成に関する各種情報の提供

(5) 従業員に対する意識啓発活動の展開とこれに対する支援

- ①セミナー・講演会の開催、啓発パンフレットの作成・配布
- ②事業者による意識啓発活動に対する各種情報の提供

(6) 就業環境の実態等を把握する調査の定期的な実施

※4 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女の何れか一方に対し、参画することを積極的に提供することです。

◇施策の方向 2 “女性の能力向上・発揮に対する支援の充実”

男女によって研修機会が均等になっていないなど、女性の能力を開発する機会が不十分なため、昇格や昇給に差が生じたり、女性自身も仕事に対する責任感が希薄であったりする状況があります。

○能力向上の機会均等と女性の勤労意欲・職業意識の向上に対する支援を行います。

(1) 女性の能力向上（キャリア・アップ）に対する支援

- ①事業者による能力向上に関する相談・情報の提供

(2) 女性の職業意識の向上を促進する啓発活動の展開

◇施策の方向3 “多様な働き方に対する労働条件の整備”

子育てや介護のために一旦退職してしまうと、再就職先がなかなか見つからず、ようやく見つかったとしても安定した収入を得ることが困難な状況があります。

○再就職に向けた能力向上と適正な能力評価による雇用に対する支援を行います。

(1) 事業者に対する労働関連法令・制度の周知

(2) 多様な就業ニーズ・形態に対する支援

①資格取得等の職業能力を向上する機会の提供

②在宅勤務・短時間勤務・起業等に関する各種情報の提供・相談窓口の設置

◇施策の方向4 “農業・商工自営業従事者の労働条件向上に対する支援の充実”

農業や商業、工業など家族中心の経営を行っている家庭においては、共同作業により個々の労働の評価が困難なため、女性の労働に対する報酬や権利について明確にされていない場合が多く見られます。

○それぞれの労働の価値を認め合い、女性の勤労意欲を育みます。

(1) 家族経営協定の普及促進

①協定締結の事例紹介等による啓発

◇施策の方向5 “働く場における育児・介護に関する制度定着・支援体制の充実”

育児休暇や介護休暇を取得しようとするすると退職を促されたり、男性が育児・介護に参画しようとするすると周囲から理解が得られなかったりする現状があります。

○女性が安心して働き続けることができ、男性も家庭に積極的に関わることができる就業環境の整備を促進します。

(1) 事業者に対する労働関連法令・制度の周知

(2) 事業者における育児・介護支援体制の整備促進

①職場内保育所等の設置に対する支援

②フレックスタイム制・ワークシェアリング等の多様な就業形態の普及

(3) 従業員に対する労働関連法令・制度の周知・利用の啓発

◎重点目標 2 《あらゆる場面において女性の参画を拡大します》

◇施策の方向 1 “各種審議会等における女性参画の促進”

近年、地域社会の活動などで活躍する女性が増えてきていますが、組織を運営する役員等の構成はほとんど男性が中心になっています。

○あらゆる場面において女性の声が反映される社会を構築するため、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、女性職員の管理職登用などの取り組みを行います。

(1) 各種審議会等における女性委員参画割合の目標設定

(女性参画 30%以上／目標年度：平成 28 年度)

- ①形式的な委員選出の見直し
- ②委員選出時における公募制度の推進

◇施策の方向 2 “各種団体・グループ等の育成・活動の充実”

社会的な活動を行う団体・グループなど市民と行政が共同してまちづくりを進めることはとても重要です。

○各種団体・グループへの女性の参画を促進し、女性の意見が反映されるまちづくりを展開します。また、様々な分野の団体・グループにおける女性リーダーの交流・連携を促進することで、市民全体の意識の向上を図ります。

(1) 女性団体の充実と各種団体・グループ等の活動に対する支援

①団体・グループ等の創設に対する支援・各種活動のPR

(2) 各種人材・団体等に関する情報・ネットワークの充実

- ①女性リーダー・団体等の情報の整備
- ②女性企業家・各業界における女性リーダーの交流・連携の促進

(3) 農業・商工自営業者の会合等を利用した啓発活動の展開

◇施策の方向3 “推進体制の整備”

本市において、三世代同居率・夫婦共働き世帯割合が全国的に見ても高いことや、各種審議会等における女性委員比率が低いことなど、あらゆる場面において男女共同参画社会の実現に対する課題があります。

○本市における男女共同参画社会を実現するため、この計画を推進する拠点や、市民と行政が連携する仕組みなど、総合的に施策を推進する体制を整備します。

(1) 男女共同参画推進審議会の創設

(2) 市民全体の意見を行政に反映する体制の整備

①地域の市長室・お茶の間市長室等による市民の意見反映

②ハガキ・インターネット等による市政に提言する機会の充実

(3) 男女共同参画に関する相談・支援・情報提供の充実

①多様なニーズに対応する各種広報媒体（メディア）による情報の提供

②各種広報時における男女共同参画の視点による適切な表現の普及

(4) 男女共同参画センターの設立の検討

(5) 男女共同参画推進計画の周知徹底

(6) 男女共同参画推進状況の実態等を把握する調査の定期的な実施

◆基本目標 3『信頼し支え合い高め合う未来づくり』

◎重点目標 1《会話がはずむ思いやりのある家庭をつくります》

◇施策の方向 1 “家事における相互協力の促進”

何事も責任を共に分かち合うことで、真の信頼関係が生まれますが、これは家庭においても同様です。しかし、現状では、家事が女性の負担になっていることがまあり、特に共働きの世帯が多い本市では、このような状況が多く見受けられます。

○夫婦間の信頼関係を築くため、男性の家事への関わりを進め、相互協力を促進します。

(1) 家庭におけるバランスのよい役割分担の推進

①結婚時における家事手帳の交付等による啓発

(2) 仕事と家庭の両立に対する支援

①男性の仕事優先の働き方を見直し、家事への参画を促す啓発・機会の提供

◇施策の方向 2 “育児に対する総合的な支援体制の充実”

育児は女性に頼ってしまっている状況も見受けられますが、男女が親としての役割を認識し、女性でなければできないこと、男性でもできることを理解しながら共同で行うことが大切です。

○男女が共同して育児に参画できる環境の整備を促進します。

(1) 未来につなぐ村山元気っ子プラン（村山市次世代育成支援対策行動計画）の推進

(2) 多様なニーズに対応する保育・育児サービスの充実

①子育てグループの充実・ネットワークの構築とこれに対する父親の参画促進

②出生時における親子手帳の交付等による啓発

③病中・病後児に対応する保育サービスの提供

④保育・託児施設におけるサービスの拡充

(3) 育児休業の取得促進（特に男性）

(4) 保育・育児に関する各種相談・情報提供の充実

◇施策の方向3 “介護に対する総合的な支援体制の充実”

高齢者の介護などは同居している女性がほとんどその役割を担っている状況があります。このことは肉体的な疲労はもとより、家庭に閉じこもり社会との関わりが制約されることで精神的にも負担は大きく、健康に障害を招く場合もあります。今後さらに「少子・高齢化」の進行により介護に携わる絶対的な労力不足も危惧されます。

○男女が共同して介護を担う環境の整備を促進します。

- (1) 多様なニーズに対応する介護サービスの充実
- (2) 性別・年代に関わらない介護能力を高める機会の提供
- (3) 介護休業の取得促進（特に男性）
- (4) 介護に関する各種相談・情報提供の充実

①介護者間における交流・情報交換の機会（ネットワーク等）の提供

◇施策の方向4 “ひとり親家庭の生活安定と自立の促進”

近年、ひとり親家庭が増加傾向にあります。その中には、経済的不安や精神的不安を抱える家庭が見受けられます。特に父子家庭に対する支援はほとんどない状況です。

○すべての家庭が安心して社会生活を送ることができるように自立に向けた支援を行います。

- (1) 生活安定と自立を促進する福祉サービスの充実
 - ①子育て・生活・就業に関する総合的な支援の提供
- (2) 生活安定と自立に向けた各種相談・情報提供の充実

◎重点目標 2 《暮らしやすく活力のある地域社会をつくります》

◇施策の方向 1 “地域活動やボランティア・NPO活動への参画促進”

これまで女性による文化や趣味的な分野の活動は積極的に展開されてきましたが、地域活動は男性が中心になっていました。

○男女協同によるまちづくりを進めるため、様々な地域活動やボランティア・NPO活動を充実し、これに女性の参画を促進します。

- (1) 各種団体等における方針決定過程への女性登用の推進
- (2) 防犯・防災活動への女性の参画促進
 - ①女性による活動機会の拡充・積極的な活動のPR
- (3) 各種団体・活動の充実と男女共に積極的に参画できる体制の整備
 - ①徳内まつりへの参加などの機会を活用した地域活動への参画の促進
- (4) 国際化への理解促進と国際化に対応する各種活動の推進
 - ①国際交流・理解を促進する機会の提供・充実
 - ②国際化に対応する各種活動の促進

◇施策の方向 2 “地域社会における女性リーダーの育成”

近年、地域活動等の場において活躍する女性の姿も少しずつ見受けられますが、女性団体を除いては、活動を運営する役員等は未だほとんど男性が中心になって構成されており、女性の声が届いているとはいえない状況にあります。

○女性の視点による意見が反映されるまちづくりを推進するため、女性リーダーの育成を促進します。

- (1) 政策・方針決定過程に参画できる人材の育成と参画の促進
 - ①女性リーダー育成セミナー等の実施
 - ②国・県等における研修会等への派遣促進
 - ③女性リーダーをアドバイザーとする話し合いの場の提供
- (2) 各種人材・団体等に関する情報・ネットワークの充実
 - ①女性リーダー・団体等の登録制度の整備
- (3) 各種女性活動の会合等を利用した啓発活動の展開

◇施策の方向3 “地域における子育て・介護支援体制の整備”

「少子・高齢化」が進み、人口は減少の一途をたどり始めました。今や育児・介護は家庭内の問題に留まらず、地域全体において協力し取り組んでいかなければならない社会的な課題です。

○地域において子どもを育み、介護を助け合う活動を支援します。

- (1) 子育て・介護に関する団体（NPO等）の活動への支援
- (2) 託児・福祉ボランティアの育成・活動に対する支援

◇施策の方向4 “高齢化社会をいきいきと暮らせる環境の整備”

高齢化が進む中、何よりも介護を必要としない元気な高齢者を増やすことが介護に対する負担増を軽減させるための基本的な考え方です。

○高齢者が元気に充実した生活が送れるように学習環境の整備や社会活動への参画を促進します。

- (1) 生きがいづくりに対する支援
 - ① 老人クラブ活動等の高齢者が集まる場を活用した各種活動・学習機会の提供
 - ② 高齢者が持っている能力を発揮できる活動機会の提供
- (2) すべての人に配慮した公共施設等の整備（ユニバーサルデザイン）の推進

◆施策の取り組み時期

施策の方向（平成 19 ～ 28 年度）	取り組み時期（10 年間）	
	前期 （～ 23 年度）	後期 （～ 28 年度）
◆基本目標 1『お互いを尊重し認め合う意識づくり』		
◎重点目標 1《男女間におけるパートナーシップを確立します》		
◇施策の方向 1 “固定的な役割分担と社会制度・慣行の改善”		
（1）男女共同参画の視点による社会制度・慣行の改善を促進する意識啓発活動の展開		→
（2）男女共同参画に関する世代間の意識差を解消する啓発活動の展開		→
◇施策の方向 2 “男性の家事・育児・介護への参画意識の構築”		
（1）家事・育児・介護への参画を促進する啓発活動の展開		→
◇施策の方向 3 “女性の社会参画意識の向上とこれに対する男性の理解促進”		
（1）社会参画を促進する意識啓発活動の展開		→
◎重点目標 2《個性を育み認め合う男女共同参画を推進します》		
◇施策の方向 1 “すべての教育・学習の場における共同参画意識の構築”		
（1）男女共同参画意識を育む学校教育の充実		→
（2）男女共同参画意識を育む社会教育の充実		→
◇施策の方向 2 “一人ひとりの個性と能力に応じた多様な選択の推進”		
（1）多様な進路を選択できる教育の推進		→
（2）生涯を通して働くことの意義を学ぶ教育の推進		→
◇施策の方向 3 “男女共同参画に関する学習機会の充実”		
（1）男女共同参画意識を育む家庭教育の充実		→
◎重点目標 3《すべての人の人権尊重と保護を推進します》		
◇施策の方向 1 “性別・年代に応じた心身の健康づくりの促進”		
（1）生涯を通じた健康づくりに対する各種相談・支援・情報提供の充実		→
（2）妊娠・出産・育児に対する各種相談・支援・情報提供の充実		→
（3）性と生殖の健康・権利に関する理解の促進		→
◇施策の方向 2 “セクシュアル・ハラスメントの防止”		
（1）事業者に対する労働関連法令・制度の周知		→
（2）セクシュアル・ハラスメントに関する各種相談・支援・情報提供の充実		→
（3）セクシュアル・ハラスメントを防止する啓発活動の展開		→
◇施策の方向 3 “あらゆる暴力の根絶”		
（1）あらゆる暴力を防止する啓発活動の展開		→
（2）暴力に関する各種相談・支援・情報提供の充実		→

施策の方向（平成 19～28 年度）	取り組み時期（10 年間）	
	前期 （～23 年度）	後期 （～28 年度）
◆基本目標 2『誰もがあらゆる分野に参画できる機会づくり』		
◎重点目標 1《誰もが安心して働くことができる環境をつくります》		
◇施策の方向 1 “それぞれの個性を認め合った雇用機会・就業環境の確立”		
（1）事業者に対する意識啓発活動の展開		→
（2）事業者に対する労働関連法令・制度の周知		→
（3）事業者による積極的改善措置に対する支援		→
（4）事業者による女性リーダー育成に対する支援	→	→
（5）従業員に対する意識啓発活動の展開とこれに対する支援		→
（6）就業環境の実態等を把握する調査の定期的な実施	→	→
◇施策の方向 2 “女性の能力向上・発揮に対する支援の充実”		
（1）女性の能力向上（キャリア・アップ）に対する支援	→	→
（2）女性の職業意識の向上を促進する啓発活動の展開		→
◇施策の方向 3 “多様な働き方に対する労働条件の整備”		
（1）事業者に対する労働関連法令・制度の周知		→
（2）多様な就業ニーズ・形態に対する支援	→	→
◇施策の方向 4 “農業・商工自営業従事者の労働条件向上に対する支援の充実”		
（1）家族経営協定の普及促進		→
◇施策の方向 5 “働く場における育児・介護に関する制度定着・支援体制の充実”		
（1）事業者に対する労働関連法令・制度の周知		→
（2）事業者における育児・介護支援体制の整備促進	→	→
（3）従業員に対する労働関連法令・制度の周知・利用の啓発		→
◎重点目標 2《あらゆる場面において女性の参画を拡大します》		
◇施策の方向 1 “各種審議会等における女性登用の促進”		
（1）各種審議会等における女性委員参画割合の目標設定		→
◇施策の方向 2 “各種団体・グループ等の育成・活動の充実”		
（1）女性団体の充実と各種団体・グループ等の活動に対する支援	→	→
（2）各種人材・団体等に関する情報・ネットワークの充実	→	→
（3）農業・商工自営業者の会合等を利用した啓発活動の展開		→
◇施策の方向 3 “推進体制の整備”		
（1）男女共同参画推進審議会の創設	→	→
（2）市民全体の意見を行政に反映する体制の整備	→	→
（3）男女共同参画に関する相談・支援・情報提供の充実		→
（4）男女共同参画センターの設立の検討		→
（5）男女共同参画推進計画の周知徹底		→
（6）男女共同参画推進状況の実態等を把握する調査の定期的な実施		→

施策の方向（平成 19 ～ 28 年度）	取り組み時期（10 年間）	
	前期 （～ 23 年度）	後期 （～ 28 年度）
◆基本目標 3『信頼し支え合い高め合う未来づくり』		
◎重点目標 1《会話がはずむ思いやりのある家庭をつくれます》		
◇施策の方向 1 “家事における相互協力の促進”		
（1）家庭におけるバランスのよい役割分担の推進	→	→
（2）仕事と家庭の両立に対する支援	→	→
◇施策の方向 2 “育児に対する総合的な支援体制の充実”		
（1）未来につなぐ村山元気っ子プラン（村山市次世代育成支援対策行動計画）の推進	→	→
（2）多様なニーズに対応する保育・育児サービスの充実	→	→
（3）育児休業の取得促進（特に男性）	→	→
（4）保育・育児に関する各種相談・情報提供の充実	→	→
◇施策の方向 3 “介護に対する総合的な支援体制の充実”		
（1）多様なニーズに対応する介護サービスの充実	→	→
（2）性別・年代に関わらない介護能力を高める機会の提供	→	→
（3）介護休業の取得促進（特に男性）	→	→
（4）介護に関する各種相談・情報提供の充実	→	→
◇施策の方向 4 “ひとり親家庭の生活安定と自立の促進”		
（1）生活安定と自立を促進する福祉サービスの充実	→	→
（2）生活安定と自立に向けた各種相談・情報提供の充実	→	→
◎重点目標 2《暮らしやすく活力のある地域社会をつくれます》		
◇施策の方向 1 “地域活動やボランティア・NPO活動への参画促進”		
（1）各種団体等における方針決定過程への女性登用の推進	→	→
（2）防犯・防災活動への女性の参画促進	→	→
（3）各種団体・活動の充実と男女共に積極的に参画できる体制の整備	→	→
（4）国際化への理解促進と国際化に対応する各種活動の推進	→	→
◇施策の方向 2 “地域社会における女性リーダーの育成”		
（1）政策・方針決定過程に参画できる人材の育成と参画の促進	→	→
（2）各種人材・団体等に関する情報・ネットワークの充実	→	→
（3）各種女性活動の会合等を利用した啓発活動の展開	→	→
◇施策の方向 3 “地域における子育て・介護支援体制の整備”		
（1）子育て・介護に関する団体（NPO等）の活動への支援	→	→
（2）託児・福祉ボランティアの育成・活動に対する支援	→	→
◇施策の方向 4 “高齢化社会をいきいきと暮らせる環境の整備”		
（1）生きがいづくりに対する支援	→	→
（2）すべての人に配慮した公共施設等の整備（ユニバーサルデザイン）の推進	→	→

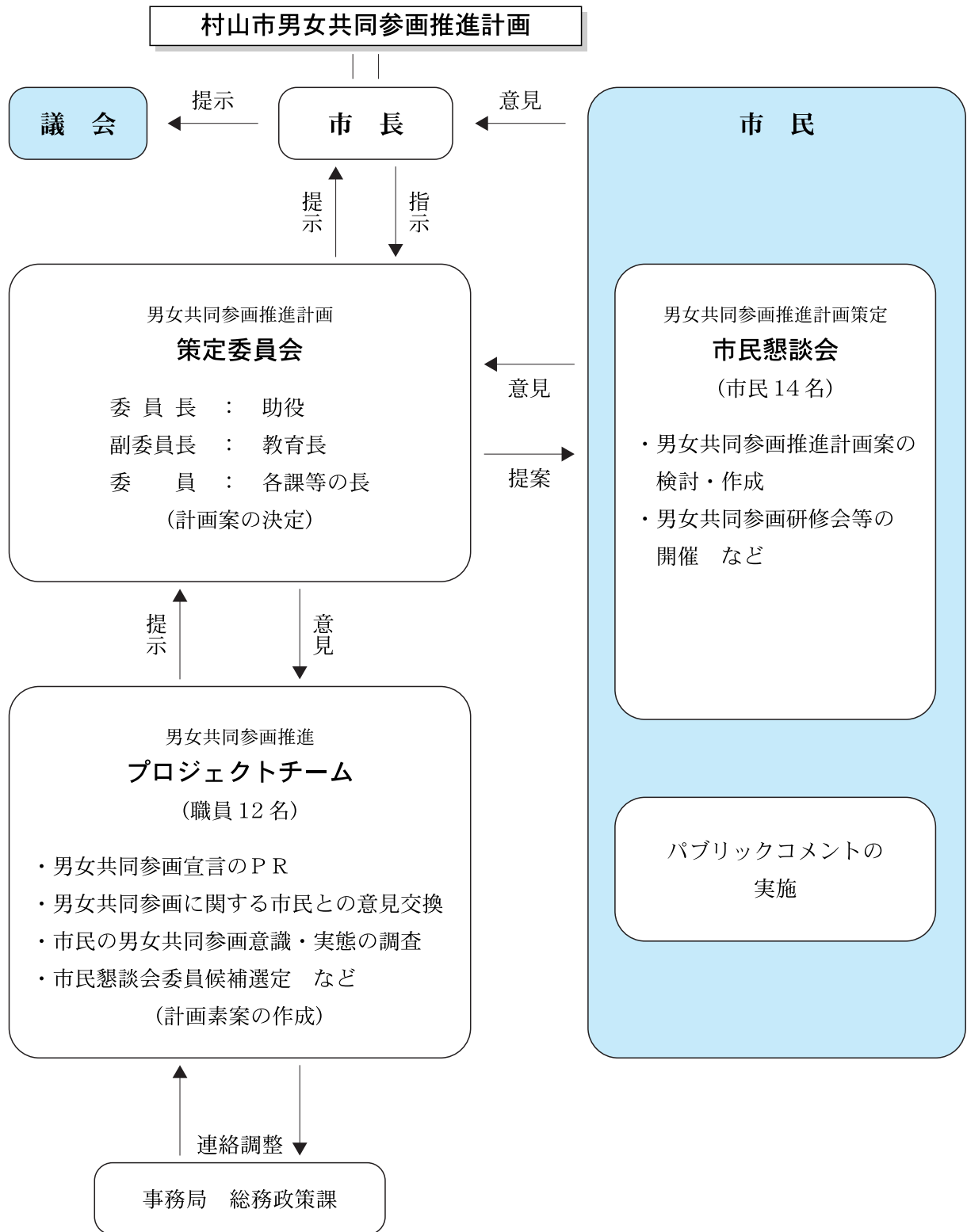
資 料

◆計画策定の経過

期 日	項 目	内 容
H17.10.19	『男女共同参画のまち』宣言	市議会議決
11.14	第1回男女共同参画推進プロジェクト会議	計画の策定にあたって
11.21	第2回男女共同参画推進プロジェクト会議	計画の策定に向けて
11.25	職場班会議（第1回）	各分野における現状と課題について
11.25	地域班会議（第1回）	各分野における現状と課題について
11.29	家庭班会議（第1回）	各分野における現状と課題について
12. 2	職場班会議（第2回）	各分野における現状と課題について
12. 5	地域班会議（第2回）	各分野における現状と課題について
12. 8	家庭班会議（第2回）	各分野における現状と課題について
12. 8	職場班会議（第3回）	各分野における現状と課題について
12.12	地域班会議（第3回）	各分野における現状と課題について
12.12	第3回男女共同参画推進プロジェクト会議	各分野における現状と課題について
12.19	職場班会議（第4回）	現状と課題に対する施策について
12.26	地域班会議（第4回）	現状と課題に対する施策について
12.26	家庭班会議（第3回）	現状と課題に対する施策について
H18. 1. 6	職場班会議（第5回）	現状と課題に対する施策について
1. 6	地域班会議（第5回）	現状と課題に対する施策について
1.12	家庭班会議（第4回）	現状と課題に対する施策について
2.14	リーダー・サブリーダー・班長会議（第1回）	現状と課題に対する施策について
2.20	地域班会議（第6回）	計画の体系（案）について
2.21	家庭班会議（第5回）	計画の体系（案）について
2.21	職場班会議（第6回）	計画の体系（案）について
2.24	リーダー・サブリーダー・班長打ち合わせ（第1回）	計画の体系（案）について
3. 8	第4回男女共同参画推進プロジェクト会議	計画（素案）の作成について
3.17	リーダー・サブリーダー打ち合わせ（第1回）	市民懇談会委員の検討について
3.23	第5回男女共同参画推進プロジェクト会議	これまでの取り組みの総括（市長報告）
4.25	第1回男女共同参画推進計画策定委員会	計画（素案）の決定について
4.25	第6回男女共同参画推進プロジェクト会議	市民懇談会委員の選考について
4.27	市長・策定委員長（助役）打ち合わせ	市民懇談会委員の決定について
5.24	リーダー・サブリーダー・班長会議（第2回）	市民懇談会の開催について
5.31	第1回男女共同参画推進計画策定市民懇談会	計画（素案）の提案
6. 1	リーダー・サブリーダー打ち合わせ（第2回）	今後の市民懇談会の運営について
6. 6	P T打ち合わせ（第1回）	今後の市民懇談会の運営について
7.24	第2回男女共同参画推進計画策定委員会	市民懇談会の進捗状況について
7.24	第7回男女共同参画推進プロジェクト会議	第2回市民懇談会の開催について
7.26	第2回男女共同参画推進計画策定市民懇談会	基本目標1について
8.10	第8回男女共同参画推進プロジェクト会議	市民懇談会における意見の検討について
8.30	第3回男女共同参画推進計画策定市民懇談会	基本目標2について
9.13	第4回男女共同参画推進計画策定市民懇談会	基本目標3について
9.21	第9回男女共同参画推進プロジェクト会議	市民懇談会における意見の検討について
9.27	第5回男女共同参画推進計画策定市民懇談会	計画全体における記載事項・表現について
10.11	市長・策定委員長（助役）打ち合わせ	計画策定の進捗状況について
10.11	第6回男女共同参画推進計画策定市民懇談会	計画全体における記載事項・表現について
10.12	P T打ち合わせ（第2回）	市民懇談会における意見の検討について
10.17	第10回男女共同参画推進プロジェクト会議	市民懇談会における意見の検討について
10.19	第11回男女共同参画推進プロジェクト会議	市民懇談会における意見の検討について
10.25	第7回男女共同参画推進計画策定市民懇談会	計画（案）の作成について
11. 8	第3回男女共同参画推進計画策定委員会	計画（案）の決定について
11.21	市議会全員協議会	計画（案）の説明
11.21	意見公募（パブリック・コメント）の実施	計画（案）に対する意見の募集（～12/5）
12. 8	第4回男女共同参画推進計画策定委員会	計画（最終案）の決定について
12.13	第8回男女共同参画推進計画策定市民懇談会	計画の答申
12.15	市議会全員協議会	計画策定の報告

◆男女共同参画推進体制

◎男女共同参画推進体制図



◎男女共同参画推進計画策定市民懇談会

委員長	小 関	八重子 (公募)
副委員長	大 類	誠 一
委員	伊 藤	恵理子
	井 上	敏 春彦
	奥 山	克 彦
	齋 藤	ミユキ
	菅 井	明 美
	高 橋	卓 美
	田 中	正 信 (公募)
	仲 嶋	徹 (公募)
	松 田	律 子
	三 浦	穂 子
	森 尾	陽 子
	横	渡 (公募)

◎男女共同参画推進プロジェクトチーム

リーダー	小 関	典 子 (保健課)
サブリーダー	齋 藤	享 子 (議会事務局)
メンバー	阿 部	典 子 (総務政策課)
	海老名	純 子 (総務政策課)
	丹 野	昭 子 (総務政策課)
	柴 崎	造 (税務課)
	海老名	佐登美 (保健課)
	佐 藤	健 (文化観光課)
	岡 村	浩 明 (都市整備課)
	石 川	恵 子 (福祉事務所)
	増 川	美奈子 (子育て支援センター)
	高 橋	美枝子 (生涯学習スポーツ課)